

高山・宮野浦地域 地域づくり計画書



県道宇和高山線桜並木より高山・宮野浦を望む

高山・宮野浦地域づくり協議会

目 次

はじめに ~地域づくり交付金と地域づくり協議会の役割~	1
第1章 地区の現況と課題	
1 集落の概況	2 ~ 3
2 産業の現状と課題	4
3 後世に残したい地域資源	4
第2章 地域づくり 10年構想	
めざす将来像	5
1 ささえあい思いやる地域	6
2 いいものを残し集う地域	7
3 住みやすい元気な地域	8
第3章 組織体制	
	9 ~ 13

はじめに

～地域づくり交付金と地域づくり協議会の役割～

「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本理念に、地域の住民一人一人が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う地域づくり＝（地域主権）を推進するため、西予市では、平成23年度に【せいよ地域づくり交付金事業】が創設されました。

また、平成28年度より、せいよ地域づくり交付金事業は、【地域発「せいよ地域づくり」事業】に名称が変更されるとともに、【基礎型交付金】と【手上げ型交付金】の2つのメニューが創設されました。この手上げ型交付金は、地域づくり組織が自らの意思によって事業を提案し、それが採択されれば交付金が交付される仕組みです。よって基礎型交付金のように、あらかじめ配分される交付金の額が定まっているというものではなく、積極的に頑張ろうとする地域が応援される仕組みとなっています。

さらに、令和5年度より、高山公民館が「高山・宮野浦地域づくり活動センター」へ生まれ変わります。小規模な地域単位で、自らの地域課題の解決を目指す「課題解決型の住民自治」が求められ、「自分たちの地域は自分たちの手で」という基本理念が、ますます重要になります。

高山・宮野浦地域づくり協議会は、住民主体の地域づくり活動を進めるための受け皿となるべく設立されました。また、高山・宮野浦地域づくり協議会は、両地域のこれからのかまちづくりをどう進めていくかを話し合い、住みやすい地域づくりに向けた諸課題への自発的取り組みを応援することを目的とし活動してきました。

これからのかまちづくりは、住民一人一人が主役となって実践していかなければなりません。人口減少と少子高齢化が進んでいる中、今こそ、「地域力」が必要となっています。自らの地域をより良い地域にするためには、高山・宮野浦の特性を生かし、多くの人々が関わり、協力し合いながら進める必要があります。高山・宮野浦地域づくり協議会は、区長会や各種団体との連携を図りながら、多くの住民に参加を呼びかけ、誰もが気軽に参加できるまちづくり活動を推進していきます

第1章 地区の現況と課題

1 集落の概況

高山・宮野浦地区は、市の西南部に位置し、眼前に宇和海が広がり、背後を急傾斜な山々に囲まれた、リアス式海岸の狭小な平地に立地する集落です。

令和5年2月末現在、地区内には418世帯、746人が住んでおり、内65歳以上の人口は439人で高齢化率は58.8%となっています。

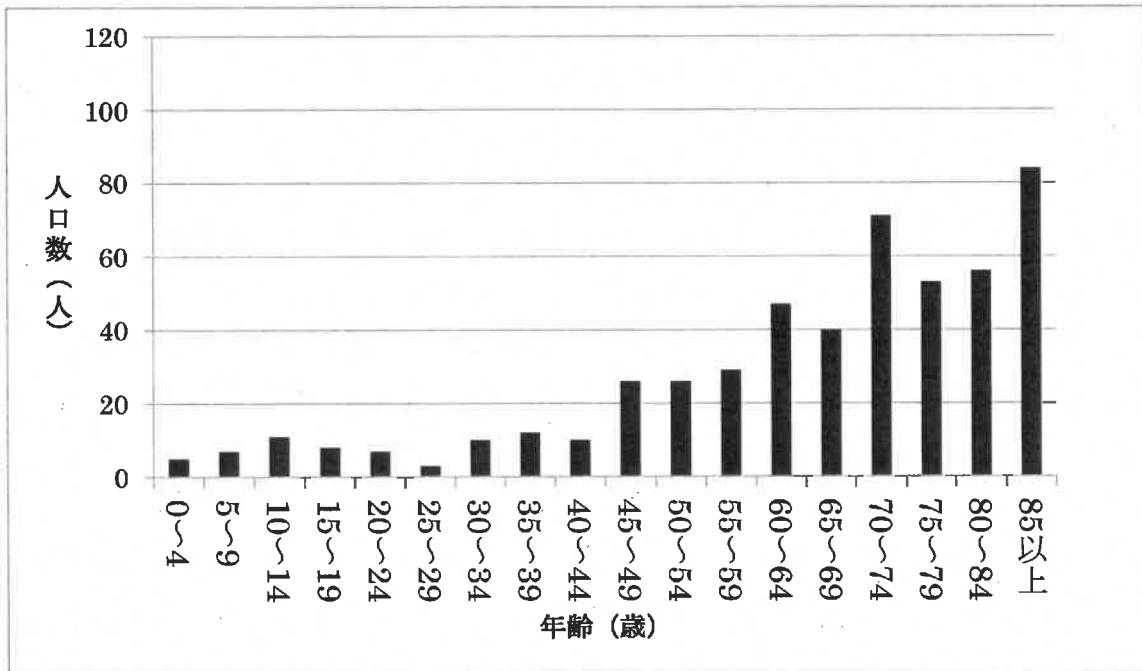
10年前と比較すると人口で346人、世帯数で112世帯減少しています。また、5年前と比較しても人口で125人、世帯数で43世帯減少しており、今後も過疎化の流れは止まらないと思われます。

【地区別世帯人口調べ】

	人口	世帯数	65歳以上	高齢化率
高山	505	293	304	60.2%
宮野浦	241	125	135	56.0%
計	746	418	439	58.8%

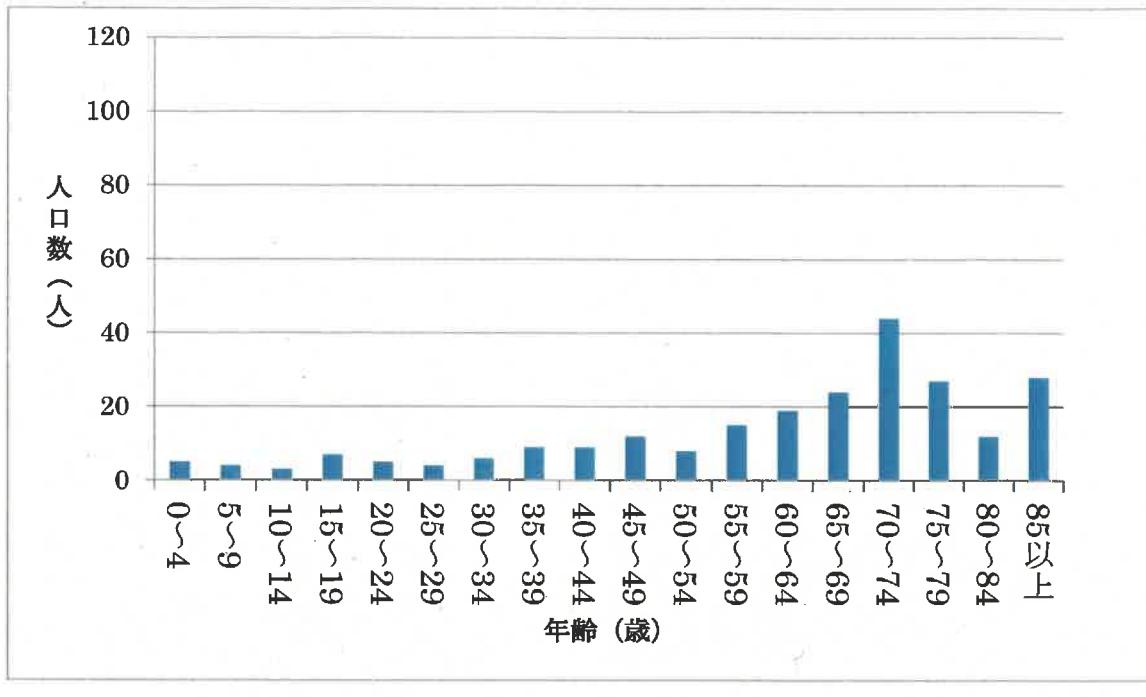
(令和5年2月末現在)

【年齢別人口数（高山）】



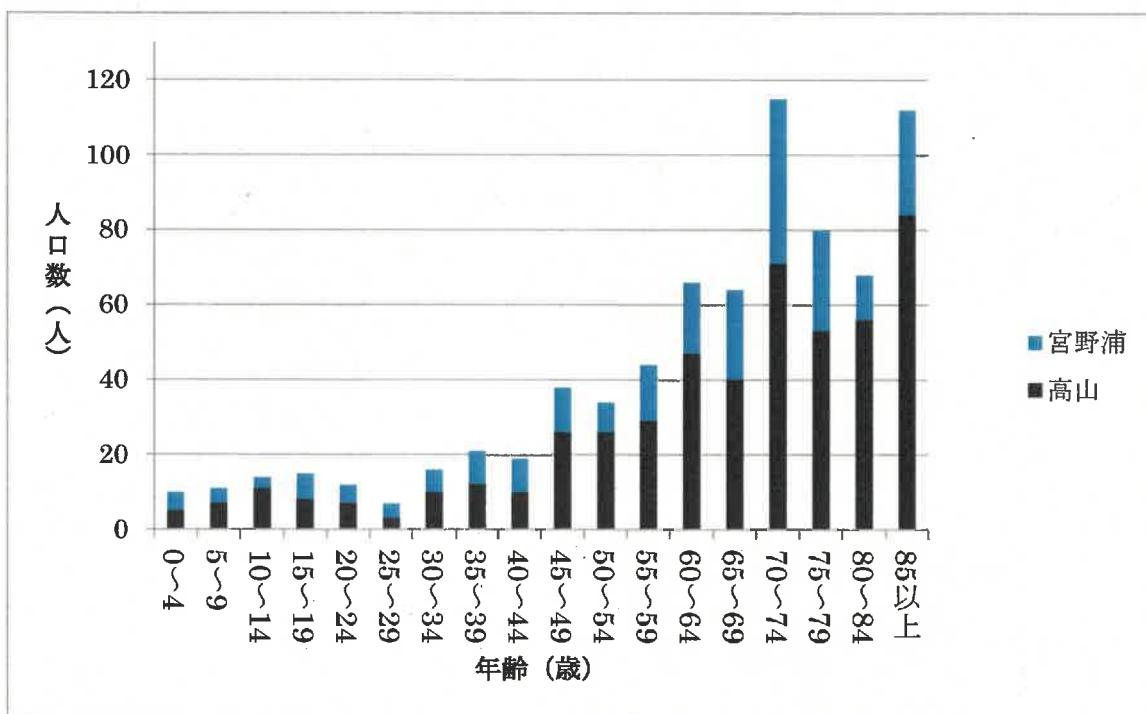
(令和5年2月末現在)

【年齢別人口数（宮野浦）】



（令和5年2月末現在）

【年齢別人口数（高山・宮野浦）】



（令和5年2月末現在）

2 産業の現状と課題

温暖な気候のもと、農業と漁業の一次産業を基盤産業としています。農業は、みかん等の柑橘栽培が主体で、また漁業は、ちりめん漁等が盛んに行われています。

しかし、近年は長引く不況の影響で、各産品の市場価格が低迷していることにより、安定した収入を求めて若者は地区外へ転出するため、後継者不足が深刻化しています。



温州みかん栽培



ちりめん漁

3 後世に残したい地域資源（文化財等）

平成 25 年 9 月 24 日、西予市全域が日本ジオパークに認定され、愛媛県で初めての四国西予ジオパークが誕生しました。当地域にも後世に残したい地域資源がたくさんあります。



石灰窯



子持岩の鯨塚



河童の狛犬

ほかにも、宵宮の潮垢離、ハヤノテの鯨塚、高山往還桜並木などがあります。

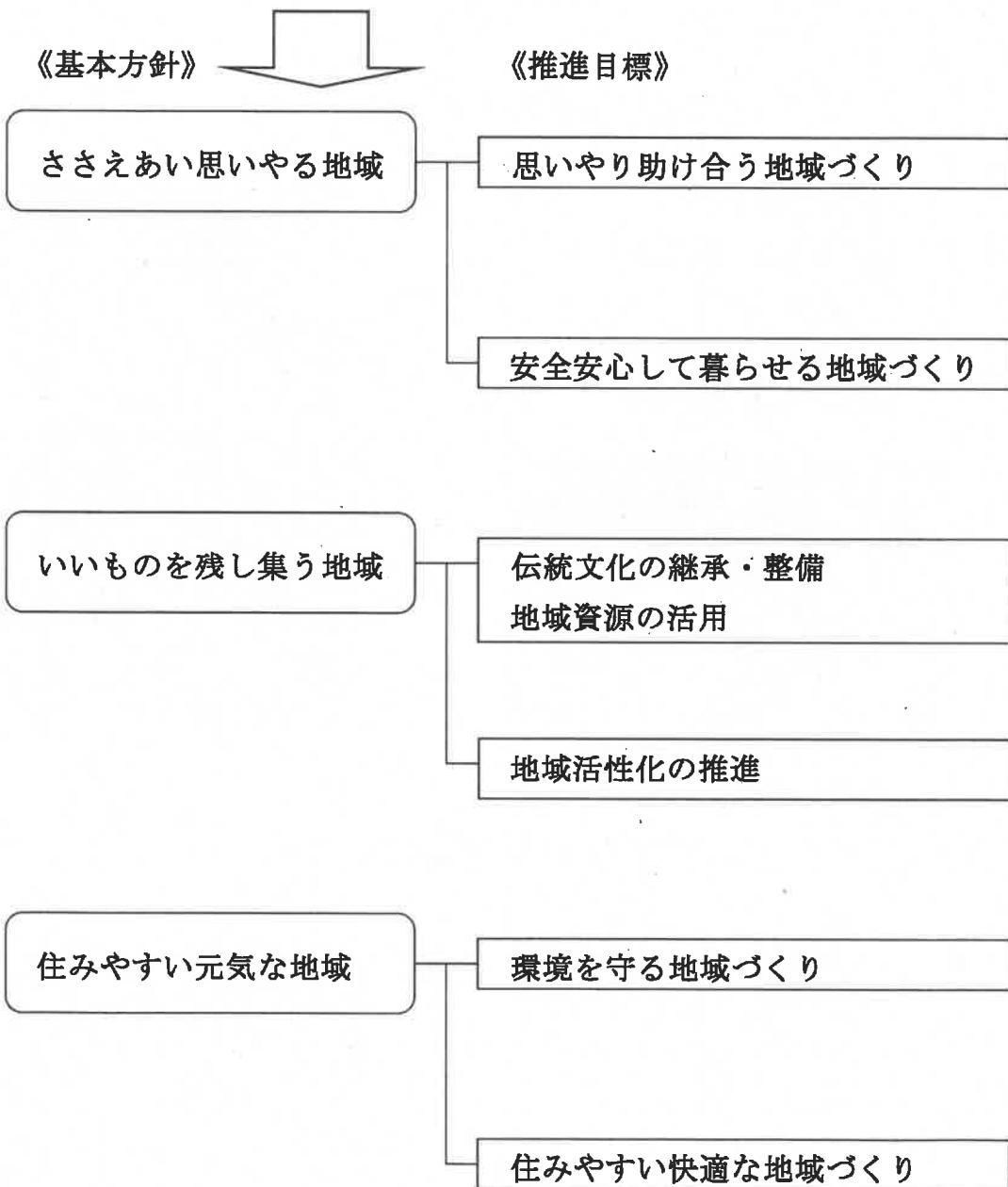
第2章 地域づくり 10年構想

○ 10年後のめざす将来像、基本方針、推進目標

高山・宮野浦地域づくり協議会では、以上の現状を踏まえて、今後10年間で取り組む活動計画書を作成しました。

〈10年後のめざす将来像〉

ささえあい安心して暮らせる 元気な高山・宮野浦



【基本方針】

1 ささえあい思いやる地域

少子高齢化と過疎化の進展により、当地域では人口が 10 年前と比べて約 30% 減少し、また 65 歳以上の高齢者が半数を超える、地域の活力がどんどん低下しています。

生活基盤の整備が十分といえない当地域において、互いに助け合う共助の精神で、住民みんながささえあい、思いやりながら楽しく、安心して暮らしていけるまちづくりを目指したいと思います。

〈推進目標〉

1-1 思いやい助け合う地域づくり

- ・独居高齢者対策
- ・相互扶助運動の推進
- ・世代間交流事業
- ・生活支援システムの構築
- ・健康づくり推進事業



声かけ訪問の依頼



世代間の交流事業

1-2 安全安心して暮らせる地域づくり

- ・災害避難路、避難場所の整備
- ・災害時要援護者マップの作成
- ・危険箇所の点検
- ・防災備品の整備



【基本方針】

2 いいものを残し集う地域

私たちの地域には、後世に残すべきすばらしい伝統文化や史跡等が多く残っています。

地域の文化等の継承を図るために、積極的な活動を展開し、地域内においては多くの人が集い、また地域外に向けては情報を発信しながら、地域を活性化させるため、住民みんなが地域を誇りに思い、住んでいてよかったですと思えるまちづくりを目指したいと思います。

<推進目標>

2-1 伝統文化の継承・整備、地域資源の活用

- ・盆踊り、秋祭りの継承・活性化
- ・子持岩の鯨塚周辺の整備
- ・歴史や景観の保全と活用
- ・ジオパーク資源の活用
- ・郷土料理の研究、発信



子持岩の鯨塚周辺の整備



秋祭りポスターの作成

2-2 地域活性化の推進

- ・特産品の開発、発信
- ・学習会の実施
- ・地区情報、魅力の発信
- ・田舎ハート体験事業
- ・人口減少対策事業
- ・地域内の連携交流促進事業
- ・地域の人財育成



特産品の開発

【基本方針】

3 住みやすい元気な地域

私たちの地域は豊かな自然に恵まれ、温暖な気候で住みやすい環境にあります。しかし、近年の過疎化や少子高齢化の進展に伴い、山林や農地の荒廃が進み、また地域内の住環境も整備が行き届かない状況にあります。

すばらしい自然環境を守り、再生し、後世に残すとともに、住民が快適で、元気に暮らせるまちづくりを目指したいと思います。

〈推進目標〉

3-1 環境を守る地域づくり

- ・桜並木の整備
- ・花いっぱい運動
- ・環境美化活動



桜並木の整備

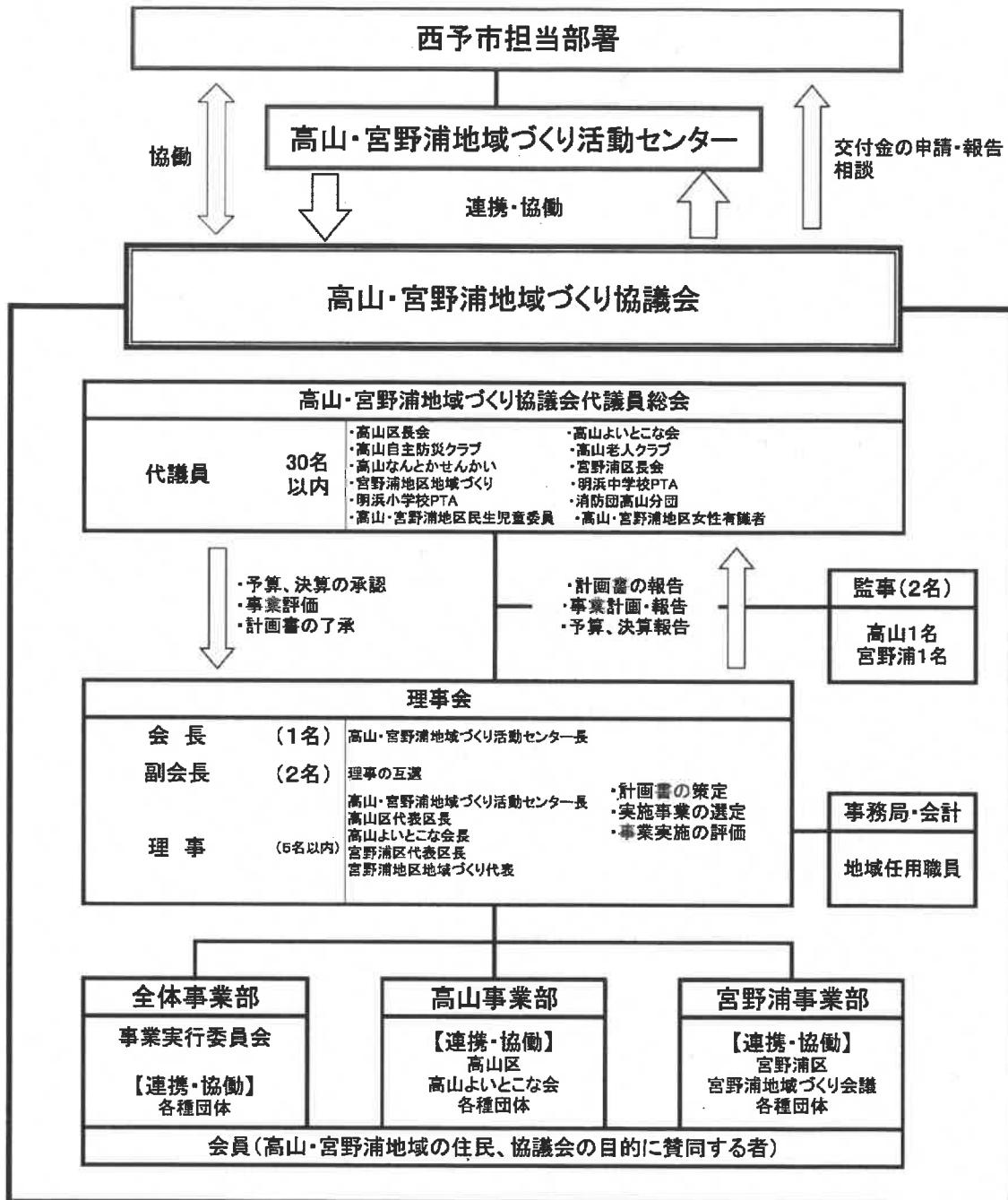
3-2 住みやすい快適な地域づくり

- ・道路環境整備
- ・移送事業の調査、研究
- ・防犯灯のLED化
- ・憩いの場の整備
- ・空き家の整備、有効活用



防犯灯のLED化

第3章 組織体制



高山・宮野浦地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、高山・宮野浦地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高山・宮野浦地域づくり活動センター内に置く。

(区域)

第3条 協議会の区域は、高山・宮野浦地域とする。

(目的)

第4条 協議会は、地域が直面している様々な諸問題に対して、自主・自立した地域づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域内住民の交流・連携に関すること
- (2) 地域づくり計画書の策定・実践・評価に関すること
- (3) 関係機関及び行政との連携協働に関すること
- (4) その他、第4条の目的達成に必要な事業に関すること

(会の構成)

第6条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 高山・宮野浦地域の住民
- (2) 協議会の目的に賛同する者

(組織)

第7条 協議会は、代議員総会、理事会及び事業実行委員会をもって構成する。

2 協議会は、第5条に定める事業を実施するために、各地域に専門部会を置くことができる。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局・会計 1名
- (4) 理事 5名以内
- (5) 監事 2名

2 会長は、地域づくり活動センター長が務める。

3 副会長は、理事の互選とする。

4 事務局・会計は、協議会が雇用する地域任用職員が務める。

5 理事は、別表1に掲げる者をもって充てる。

6 監事は、代議員総会において選出する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 事務局・会計は、会長の指示により本会の事務全般及び出納事務、帳簿及び書類の管理を担当する。

(4) 理事は、理事会においてその必要な事項を審議するとともに、会務の執行に当たる。

(5) 監事は、協議会の会計及び事業運営全般を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 協議会の会議は、代議員総会、理事会、事業実行委員会とする。

(代議員総会)

第12条 代議員総会は、役員及び代議員をもって構成し、年1回開催する。

2 代議員総会は、会長が議長となり次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び報告ならびに運営に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 会則の改正に関すること

(4) 監事の選出に関すること

(5) その他、重要と認められる事項に関すること

3 会長が必要と認めるときは、臨時に代議員総会を開催することができる。

4 代議員総会の開催日時は、開催日の7日前までに代議員に通知しなければならない。

5 総会に出席できない代議員は、代議員または議長にその権限を委任することができる。ただし、委任状の提出が無い場合は、議決権を放棄したものとみなす。

6 代議員総会の議決は、出席した代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(代議員)

第13条 代議員は、30名以内とし、別表2に掲げる関係団体等から選出され

た者をもって充てる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局・会計をもって構成し、会長が議長となり、次の事項を処理する。ただし、会長が認めた場合、構成員以外の者を出席させることができる。

- (1) 総会に付議する事項の審議に関すること
- (2) 総会の議決により委任を受けた事項に関すること
- (3) 第5条に掲げる事業の企画立案に関すること
- (4) その他、会長が必要と認めた事項に関すること

2 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

(事業実行委員会)

第15条 事業実行委員会は、各種事業を実施するために必要な人員をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1) 各種事業の企画・運営に関すること
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項

2 事業実行委員会は、必要に応じて会長が召集する。

3 事業実行委員会の委員長は、事業実行委員会において選出する。

(会計及び会計年度)

第16条 協議会の運営に要する費用は、交付金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監査及び報告)

第17条 監事は、代議員総会開催前に監査を行い、総会において結果を報告する。

2 監事は、協議会の運営及び活動に対する業務審査を厳正に行う。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

この会則は、平成23年6月28日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月6日から施行する。

この会則は、平成31年3月24日から一部改正して施行する。

この会則は、令和元年5月17日から一部改正して施行する。

この会則は、令和5年4月2日から一部改正して施行する。

別表1

第8条に定める理事の構成と定数は次のとおりとする。

団体名・役職等	人数
高山地区代表区長	1名
高山よいとこな会長	1名
宮野浦地区代表区長	1名
宮野浦地区地域づくり代表	1名
高山・宮野浦地域づくり活動センター長	1名

別表2

第13条に定める代議員の構成と定数は次のとおりとする。

関係団体等	員数
高山区長会	7名以内
高山よいとこな会	1名
高山自主防災クラブ	1名
高山老人クラブ	1名
高山なんとかせんかい	1名
宮野浦区長会	4名以内
宮野浦地区地域づくり	1名
宮野浦自主防災クラブ	1名
高山・宮野浦地域づくり活動センター運営委員会	2名以内
明浜中学校PTA（高山・宮野浦地区役員）	2名以内
明浜小学校PTA（高山・宮野浦地区役員）	2名以内
消防団 高山分団	2名以内
高山・宮野浦地区民生児童委員	2名以内
高山・宮野浦地区女性有識者	3名以内

高山・宮野浦地域づくり計画書

令和5年3月 発行

高山・宮野浦地域づくり協議会